

松福幼児学園キッズコート天王寺 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 松福会
所 在 地	大阪市西淀川区大和田 2 丁目 5 番 1 1 号
電 話 番 号	06-6477-6565
代表者氏名	理事長 松井 侯乃輔

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	松福幼児学園キッズコート天王寺保育園			
施 設 の 所 在 地	大阪市天王寺区伶人町 2-15			
連 絡 先	電話番号 06-6776-1312 F A X 06-6776-1313			
管 理 者	施設長 麻生 正斎			
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童			
認 可 定 員	0 歳児	9 人	1 歳児	20 人
	2 歳児	21 人	3 歳児	25 人
	4 歳児	25 人	5 歳児	25 人
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童			75 人
	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童			41 人
	満 1 歳未満の児童			9 人
開 設 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日			
事 業 所 番 号	2 7 1 0 0 5 1 0 0 3 0 5 3			
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.s-f-k.or.jp/contact/index.html			

3 施設の目的・運営方針

松福幼児学園キッズコート天王寺（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		451.01 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 5階建のうち1階～3階
	延べ面積	536.7 m ²
園 庭		敷地内 79.37 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	2 室	調乳室含む ひよこ組（0歳児クラス）うさぎ組（1歳児クラス）
医務室・職員室	1 室	
保育室	4 室	くま組（満2歳児クラス）、ほし組（満3歳児クラス）、そら組（満4歳児クラス）、にじ組（満5歳児クラス）について各1室
調理室	1 室	
倉庫	1 室	
休憩室	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 保育参加・試食会
保護者参加型で子どもたちと遊ぶ
- (3) クッキング活動
全ての園児に年齢に応じたクッキング体験

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 4月 1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の保育をつかさどる	17	15	2	
看護師	健康管理をつかさどる	1		1	R6年度は産休代替の為
栄養士	給食全般をつかさどる	1	1		
調理師	調理全般をつかさどる	3	2	1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～19：30のうち8時間）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～19：30のうち8時間）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30のうち8時間）
看護師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
調理師	正規の勤務時間帯（7：30～17：00のうち8時間）

ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

※ 休憩は1時間とします。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時半から18時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用

者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時半から9時まで又は17時から19時半までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時45分頃	15時頃	
5歳児		11時45分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	大和田診療所
医院長名又は医師名	山本 佳弘
所在地	大阪市西淀川区大和田 6-13-48
電話番号	06-6473-0212

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人松徳会 松徳会歯科医院
医院長名又は医師名	中村 元一
所在地	大阪市西淀川区大和田 5丁目 1番 12号 大和田パークマンション 1階 101号
電話番号	06-6475-8219

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 麻生 正斎 ・ご利用時間 8:30～17:30 ・電話番号 06-6776-1312 - F A X 06-6776-1313 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	小 野 佳 彦 黒 岩 隆 大

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	総合賠償責任保険
保険の内容	全ての業務、製造物についておよび受託物について
保険金額	対人対物共通一事故1億円 受託物100万円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	3人	3人	4人
1歳児	15人	18人	12人
2歳児	15人	16人	18人
3歳児	19人	19人	19人
4歳児	15人	19人	19人
5歳児	20人	16人	18人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未受審	
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ね出来ている。

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別 表

保育料以外に保護者に負担を求める費用（令和５年１１月からの金額）

【実費徴収費】

項 目	金 額	備 考
入園事務手数料	０ 円	
制 服 ・ 帽 子 代	入園児 14,370 円	・ 制服 [3 歳児以上] (7,400) ・ 通園鞆 [3 歳児以上] (3,840) ・ スモック [2 歳児以上] (2,200) ・ 帽子 930(全児)
体 操 服 上 下	随時 11,800 円	・ 体操服 [3 歳児以上] 半袖 (2,600) ・ 体操服 [3 歳児以上] 半ズボン (1,900) ・ 体操服 [3 歳児以上] 長袖 (2,900) ・ 体操服 [3 歳児以上] 長ズボン (4,400)
年 間 教 材 費	０ 円	
用 品 代	年度当初 5,860 円	・ お道具箱 (890) ・ お絵かき帳 (380) ・ クレパス (610) ・ マーカー (900) ・ のり (220) ・ はさみ (500) ・ ねんど (440) ・ ねんど板 (670) ・ ねんどヘラ (210) ・ ねんどケース (290) ・ スイムキャップ (550) [全て 3 歳児以上] ・ 氏名印 [全児] (200)
連 絡 ノ ー ト	乳児 520 円 幼児 840 円	・ 連絡帳 [乳児] (210) ・ シール [幼児] (260) ・ シール帳 [幼児] (270) ・ 健康の記録ノート [全児] (310)
行 事 費	０ 円	
園外保育交通費	随時 ・ 実費	・ 交通機関利用の場合は実費徴収+入館料等
絵 本 代	毎月 350~500 円	・ 持ち帰り絵本（月刊誌）[全児]
布 団 リ ー ス 代	月 1,100 円	[0 歳児~3 歳児]
保 険 代	240 円	・ スポーツ振興センター
登降園時間登録カード	なし	
保護者証ホルダー	400 円	[全児]
鍵盤ハーモニカ吹き口	実費	[5 歳児]
なわとび	実費	[5 歳児]

【上乗せ徴収・その他】

入園手数料	0 円	
写真代	毎年 250 円	・ 全園児
アルバム代	毎年 690 円	・ 全園児
特別保育代金	0 円	
保護者会費	0 円	・ 保護者会はなし
寄付金	0 円	
3 歳児以上主食費	月 2,000 円	
3 歳児以上副食費	月 4,500 円	・ 利用者負担区分により免除あり
延長保育料	月 2,900 円	・ 延長保育登録児童は月 2,900 円徴収 (18:31～19:30) ・ その他短時間認定の児童については 9:00～17:00 以外の時間は延長料金を徴収しています。 (7:30～8:59 及び 17:01～19:30) ・ 登録なく一度でも利用された場合、延長料金を徴収します。 延長保育料…2,900 円/月
1 号認定こども給食費		

2 時間外保育に係る利用者負担

- ・ 時間外保育事業に係る利用者負担に係る取り扱いについては、月額と同じとする。
- ・ 保育短時間認定に係る認定を交付されている方の場合も時間外事業に係る取扱いは、月額と同じとする。